

## ドローン教室 参加者募集!

町では、家族でドローンの魅力に触れる「家族ドローン教室」を開催します。ドローンの基礎知識、シミュレーター操作を参加者全員で学びます。興味がある方はぜひ、お申し込み下さい。  
※参加無料

▼日時 8月4日(日)午前9時30分～11時30分(受け付けは午前9時から)  
※小雨決行

▼場所 旧南昌グリーンハイツ駐車場(矢巾町大字煙山3-561)

▼対象 家族ペア25組(町内在住の小学生とその家族)

▼内容 プログラミングドローン体験、ドローン中継の視聴

▼必要なもの 帽子、飲み物

▼申し込み 7月5日(金)午前9時から受け付け開始。役場産業振興課観光物産係まで電話(☎611-2605)かメール(sangyosinko\_skb@town.yahaba.iwate.jp)。なお、電話受け付けは平日の午前9時～午後5時となります。※メールの場合は、児童とその家族の氏名、住所、連絡先を明記してください。



# やはば掲示板

7月27日(土)午後3時～

雨天延期の場合は、28日(日)午後3時～



## 矢巾ショッピングセンター内特設会場

“やはば”の夏を彩る恒例の矢巾町夏まつりが開催されます。ぜひ家族そろってご来場ください。

▶内容 お楽しみ出店、不来方高校軽音楽部&タケルンジャーミニコンサート、わくわく!ジャズ楽団、岩手医科大学ダンス同好会・さんさ踊り部によるステージショー、さんさ大輪踊り、みこし披露、打ち上げ花火ほか

■問い合わせ 矢巾町夏まつり実行委員会事務局(役場産業振興課内) ☎611-2605



## 【8月23日(金)から】上杉踏切が通行止め

上杉踏切は拡幅工事のため、以下の日程で終日全面通行止めとなります。ご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

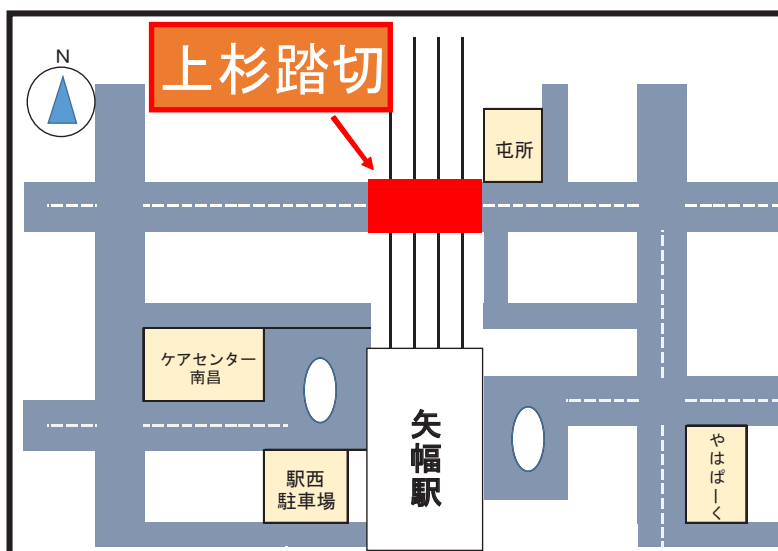
▼規制期間 8月23日(金)～12月20日(金)(終期は工事の進捗で変更になる場合があります)

▼問い合わせ 役場道路都市課地域整備係(☎611-2632)

## 佐々木良隆さんが監査委員に



矢巾町監査委員に、矢巾3区の佐々木良隆さん(64)が着任しました。任期は6月21日から令和5年6月20日までの4年間です。



# 国民健康保険・後期高齢の更新手続き 〈有効期限〉7月31日

● **限度額適用認定証などの更新** 国民健康保険の支払い限度額の区分が記載された「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」を8月以降も引き続き使用する場合、8月1日以降に役場住民課医療年金係窓口で交付申請をしてください。

● **高齢受給者証の更新** 70～74歳の方に交付されている「高齢受給者証」は、7月下旬に新しい受給者証を世帯主あてに世帯員の分をまとめて郵送します。医療機関を受診する際は、国民健康保険被保険者証と高齢受給者証の両方を窓口に表示してください。

● **後期高齢者保険証の更新** 後期高齢者医療制度に加入している方が使用している保険証（被保険者証）は、7月下旬に新しい保険証を個人あてに郵送します。また、減額認定証を交付されている方は保険証と併せて郵送します。お手元に届きましたら、古い保険証の処分と氏名・住所などを確認してください。記入漏れや誤り、7月中旬に保険証が届かない場合は、役場住民課医療年金係へ連絡してください。

▼ **問い合わせ** 役場住民課医療年金係（☎ 611-2501）

## ひとり親家庭のための無料法律相談

県母子寡婦福祉連合会では、ひとり親家庭などを対象に、弁護士による無料法律相談を行います。困りごとや悩みごとなど、気軽にご相談ください。※要予約

▼ **日時** 7月24日(水)午前10時～午後3時

▼ **場所** さわやかハウス

▼ **問い合わせ** ひとり親家庭等就業・自立支援センター（☎ 623-8539）または町社会福祉協議会（☎ 611-2840）

## 医療費助成の手続きについて

子ども、重度の障がいがある方、ひとり親家庭（母子家庭・父子家庭）、寡婦の各種医療費助成事業について、町では前年の所得を基に受給者証の更新審査を行い、継続認定となった方には、7月下旬に新しい受給者証を郵送します。なお、今回の更新対象者で「平成31（令和元）年度所得・課税証明書」の提出が必要な場合があります。

また、現在、医療費助成の対象となっていない方でも、重度の障がいをお持ちの方など、申請により受給認定となる場合がありますので、詳しくは役場住民課医療年金係へお問い合わせください。

▼ **問い合わせ** 役場住民課医療年金係（☎ 611-2501）

## 後期高齢者医療保険料

● **軽減割合が変わりました** 保険料均等割の軽減特例は、後期高齢者医療制度ができてから、当面の暫定措置として特例的に行われてきましたが、世代間の公平を図るため、段階的に見直すこととされました。均等割額の軽減割合は下図の通りとなります。

所得要件 (世帯主及び世帯の被保険者全員の軽減判定所得の合計額)	均等割額の軽減割合	
	平成30年度	平成31年度
基準控除額（33万円）を超えず、かつ被保険者全員が年金収入80万円以下（その他所得がない場合）の世帯	9割	8割

● **被扶養者の軽減措置の廃止** 後期高齢者医療制度に加入する前日に、家族が勤める会社の健康保険などの被扶養者だった方に対する均等割額の軽減措置が、平成30年度までで廃止となります。平成31年度以降、同制度加入時から2年間に限り、均等割額の軽減割合が5割となります。

▼ **問い合わせ** 役場税務課賦課係（☎ 611-2522）